

一般競争入札の実施について

2の2号線舗装改良工事（3工区）の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和8年6月3日

宇治田原町長 勝谷 聡 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 2の2号線舗装改良工事（3工区）
- (2) 工 事 番 号 8道整一1号
- (3) 工 事 場 所 綴喜郡宇治田原町大字郷之口 地内
- (4) 工 事 概 要 舗装工 1式
区画線工 1式
- (5) 工 事 期 間 契約日の翌日から令和8年10月31日限り
- (6) 予 定 価 格 事後公表
- (7) 最低制限価格 設定あり（令和5年4月より町モデルの見直しをしています。）

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地1

宇治田原町建設課

電話番号 (0774)88-6637

ファクシミリ番号 (0774)88-3231 mail:kensetsu@town.ujitawara.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 令和8年度宇治田原町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、町の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 確認申請書を提出するときに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による舗装工事に係る特定もしくは一般建設業の許可を受けていること。
- (7) 京都府（京都市以南）に本社（本店）があること。
- (8) 経営事項審査（建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査〈第1項の規定による審査〉のうち、審査基準日が入札公告日以前1年7月以内のものであつて、直近のものをいう。）における舗装工事の総合評定値が800点以上であること。
- (9) 舗装に係る京都府等級がⅠ以上であること
- (10) 監理技術者または主任技術者として、「舗装一式工事」に係る監理技術者又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できる者であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に、特定（資本又は人的）関係がないこと。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 配置予定技術者等調書（別記様式3）

3の(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。なお、施工に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

イ 経営事項審査結果通知書の写し（審査基準日が、入札告示日以前1年7月以内のもののうち直近のもの）

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類（直前1営業年度分の証明書（写し可））

エ 確認資料

アの営業所の専任技術者及び配置予定技術者の自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

5 入札手続等

手 続 等	期 間・期 日・期限等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年6月3日（水）から 令和8年6月12日（金）まで 京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という）のホームページよりダウンロード	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年6月3日（水）から 令和8年6月29日（月）まで 入札情報公開システムのホームページよりダウンロード	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付期間	令和8年6月11日（木）から 令和8年6月12日（金）までの 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
一般競争入札参加資格確認の通知	令和8年6月16日（火）	
質問の受付	申請書等に関する質問 ：令和8年6月12日（金）正午まで 設計図書に関する質問 ：令和8年6月24日（水）午後5時まで	共通事項5のとおり
質問への回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 ：令和8年6月25日（木）	共通事項5のとおり
入札期間	令和8年6月29日（月） 午前9時から午後5時まで 令和8年6月30日（火） 午前9時から午後2時まで	共通事項6のとおり
開札の日時及び場所	令和8年7月1日（水） 午前9時00分 宇治田原町役場	電子入札システムによる
再入札及び開札の日時及び場所	再入札日時 令和8年7月1日（水） 午後1時から午後3時まで 開札日時（再入札） 令和8年7月1日（水） 午後3時30分	電子入札システムによる

	宇治田原町役場	
--	---------	--

注) 都合により入札日時を変更する場合は、入札 3 日前までに連絡する。

発注者の承諾を得た持参による入札は、閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書等により、建設業者としての資格について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、落札決定後に行う。

7 落札者の決定方法

(1) 宇治田原町財務規則（平成 8 年宇治田原町規則第 10 号）第 112 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は、失格とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、直ちに電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号によりくじを実施し落札者を決定する。

8 支払条件

(1) 前払金

契約金額の 4 割以内の金額を限度として支払う。

(2) 中間前払金

「宇治田原町公共工事の前金払等事務処理要領」に従い、契約金額の 2 割以内の金額を限度として支払う。

(3) 部分払金

1 回部分払をする。

9 その他

共通事項のとおりとする。